

プール学院高等学校 生徒心得

本校生徒は、規律を重んじ、豊かで秩序ある学校生活が営まれるよう、自覚と誇りをもって、以下の心得を守るよう努力しなければならない。

登校下校

1. 特に事情のない限り、7時30分以前に登校してはならない。
2. 始業予鈴8時15分以前に登校すること。
3. 始業本鈴は8時20分であり、この時点で着席していない場合、遅刻とする。
4. 下校時刻は17時30分である。放課後、学習・運動・クラブ活動その他のために居残る場合は、下校時刻を守ること。教師の指導・監督のある場合は、居残りの届けを出して、一定時間、下校時刻を延ばすことができる。
5. 日曜・祝日を除く休業中の登校・下校とも、担任または日直の教師に届け出ること。
6. 帰途他所に立寄る場合は、生徒手帳に立寄る場所・理由を明記し、保護者捺印の上、学級担任に届け出て、事前に許可を受けること。
7. 環状線桃谷駅利用生徒の通学路は下記のとおりとする。
○桃谷温泉通り ○環状線西側歩道

校内生活

1. 登校後、外出する場合は、学級担任、顧問等の教師に申し出て、「外出許可証」を受けとること。また帰校後直ちにそれを返却すること。
2. 校内での飲食は原則として昼食の場合のみとする。ただし、放課後19時（土曜16時50分）までのカフェテリアの利用は認める。
3. 昼食は自教室またはカフェテリアでとることを原則とする。カフェテリアの食器類は持ち出さないこと。
4. 校内で集会・行事等を開く場合には関係の教師に願い出て指導のもとに行うこと。
5. 日曜日の午後の諸活動（クラブ活動、クラス活動、委員会活動など）は事前に届けを提出すれば認められる。活動は13時から行うことができるが、午前中からの場合は活動計画を事前に提出し、認められることが必要である。
6. 土曜・日曜・祝日等での活動は顧問の教師がついている場合に限る。
7. 定期考査・実力考査の1週間前の日曜・祝日の自習については、13時～17時までカフェテリアを使用して行うことができる。自習室（カフェテリア）利用者は事務室で受付を済ませることが必要である。

8. 学外での活動には、引率教師が必要である。

校外生活

1. 風紀上好ましくない場所に立ち入ってはならない。また、生徒同士、友人同士で喫茶店、飲食店等に立ち入らないこと。
2. 外泊は原則として認めない。保護者の責任ある監督のもとにある場合に限り認められる。
3. アルバイトは認めない。ただし、事情やむを得ない場合は、保護者より担任に願い出、許可を受けたもののみ認める。この際、学校が認めた職場であることを原則とする。
4. 外部諸団体への加入は、学級担任に届け出、許可を得ること。
5. テレビ・ラジオ・雑誌等に出ることは原則として認めない。殊に、遊興、娯楽等あるいは金銭的・物質的利益につながるものについては堅くこれを禁止する。ただし、教育上好ましいと判断される場合、事前に保護者ならびに団体責任者から学級担任に届け出がなされれば考慮する。
6. 各種発表会、コンクール、コンサート等に出る場合、事前に学級担任に届け出、許可を得ること。

掲示物・印刷物

1. 生徒自治会・クラブ活動に関する掲示物・印刷物の掲示・出版・配布は生徒自治会顧問および生徒自治会役員に届け出て許可を受けること。その他は学校長の許可を受けること。
2. 掲示物は所定の場所を使用し、掲示期間は1週間を原則とする。
3. 印刷物の配布は、校内に限り、授業・学校行事に差し支えないようにすること。

服装

1. 制服、体操服、オーバーコート、カーディガンは規定のものを着用し、改造しないこと。スカートの丈は、ひざがかくれるようにする。
2. 通学靴は規定のものを使用すること。
3. 上靴は制上靴を使用すること。内側にはっきりとわかるように記名すること。
4. ソックスは白色または黒色とし、ストッキング（肌色または黒色）を用いる場合は、ソックス（黒色のものには黒色のソックス）を併用すること。ただし厚手のものは単独で用いてもよい。

5. 防寒用としてのマフラー、手袋の使用は認める。ただし、高価・華美でないものに限る。
6. 頭髪について
 - 髪が両肩を結ぶ線につくようになった時にはくくすること。
 - 髪を結ぶ場合は、黒色または紺色または茶色のゴムを使用し、つけ根のところできちんと結んで、清潔にすること。
 - 髪をとめるときは装飾のないヘアーピンを用いること。
 - パーマ（ストレートを含む）をかけたり、薬品、器具類で脱色、染色をしたり、その他本校において不適當と見なす髪型にしてはいけない。
7. 化粧品、装飾品の類は使用しないこと。薬用リップクリームも着色のものは認めない。
 - 眉のそり込み、顔・つめなどの化粧はしない。
 - ピアス、ネックレス、イヤリング、ブレスレット、指輪などをつけない。

所持品

1. 生徒は常に生徒手帳と生徒証を携帯すること。
2. 生徒間において、学用品、金銭、物品の貸借またはやりとりはしないこと。
3. 学業に不必要な物品は所持しないこと。
4. やむを得ず持参した貴重品、金銭は各自保管、管理を責任をもって行うとともに、移動時などには個人ロッカーを利用して厳に盗難等の被害の防止につとめること。
5. 通学には制カバンを使用することを原則とするが、制カバンのかわりに制リュックを利用してもよい。
6. 補助カバンは、制カバンの大きさを超えない程度の手さげ・ショルダーバッグとする。
7. 制カバン指定日は次のように定める。
 - 始業の日
 - 終業の日
 - 白ネクタイ着用の日（入学式・クリスマス礼拝・卒業礼拝・卒業式）
8. 補助カバンおよびリュックでの登校が認められている日は次のように定める。
 - 校外行事　　体育祭　　文化祭　　合唱コンクール
 - 長期休暇中　　その他の行事登校日
9. 通学途上・学校内において携帯電話を使用しないこと。試験において所持している場合には不正行為とみなす。

（注）以上の心得につき、詳細については「学校生活のしおり」を参照すること。